

山梨県公報

第千九百六十九号

平成二十一年

八月三日

月 曜 日

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	四四三
道路の区域変更	四四三
都市計画事業の事業計画の変更認可	四四三
採石業務管理者試験の実施	四四四
国土調査の成果の認証	四四四
公共測量の実施	四四四

告示

山梨県告示第百四十一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十一年八月三日

山梨県総合県税事務局長 丹 澤 博

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
三木商事株式会社	山梨県大月市猿橋町猿橋四五番地	平成二十一年五月三十一日

山梨県告示第百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十一年八月二十四日まで一般の縦

覧に供する。

平成二十一年八月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山中湖忍野富士吉田線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		延 長 (メートル)
	旧 の別	新	
南都留郡忍野村大字忍草字高芳一四〇七番地先から 富士吉田市大明見字焼橋七四五番の一地从先まで	一〇・五	一〇・五	四一九六・八
	五五・〇	六・五	五八二〇・三
		一四・一	
新		一〇・五	四一九六・八
		五五・〇	

山梨県告示第百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称 甲斐市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画公園事業 三・三・三十一号 志麻の里公園
- 三 事業施行期間 平成十九年六月十一日から平成二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

公 告

● 採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十一年八月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成二十一年十月九日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館六〇一会議室

三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- 2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

- (二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書受付期間

平成二十一年九月十八日（金）から同年十月二日（金）までの山梨県の休日を定め

七 受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目九番十一号）に提出すること。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

- (一) 受験票
- (二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四五）に問い合わせること。

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十一年八月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称

市川三郷町

二 調査を行った時期

市川三郷町 平成十九年十月十五日から平成二十年三月十四日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

市川三郷町大字下大鳥居の一部地区

五 認証年月日

平成二十一年七月二十二日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十一年六月十八日付けで北杜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十一年八月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（数値地形図データ（市道骨格のみ）作成地図情報レベル一〇〇）、空中写真カラーデジタル撮影、撮影縮尺二万分の一
- 二 作業期間 平成二十一年六月二十三日から平成二十二年三月二十五日まで
- 三 作業地域 北杜市

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番